

第28回

定時株主総会招集ご通知



日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3F ホール

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 譲渡制限付株式報酬導入の件	
事業報告	12
監査報告書	42

「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から株主様におかれましては、極力書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、ご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。その他のご案内は、本招集ご通知1～2頁をご覧ください。

本年は株主総会にご出席いただいた方への手土産のご提供を控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社インターネットイニシアティブ

証券コード 3774

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
代 表 取 締 役 勝 栄 二 郎

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 2020年6月24日（水曜日）午前10時00分
（受付開始時刻 午前9時）
2. 開催場所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル ベルサール九段 3Fホール

※1：新型コロナウイルス感染症の影響により、上記会場が利用できなくなる場合には、開催場所を自社会議室に変更する可能性があります。この場合は、決定次第、当社ウェブサイト（<https://www.iiij.ad.jp/ir/library/meeting/>）にてご案内をいたします。株主総会当日にご出席予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

※ 2:本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第28期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------------|---------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 譲渡制限付株式報酬導入の件 |

以 上

【新型コロナウイルス感染防止への対応および株主様へのお願いについて】

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ij.ad.jp/ir/library/meeting/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 株主総会の議事は、短時間で円滑かつ効率的な進行となるよう方法を検討しております。
- 株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 発熱または体調不良と見受けられる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方には、スタッフが体調確認や検温などを実施させていただき入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ご出席の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 本株主総会にご出席いただいた株主様への手土産の提供は控えさせていただきます。

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。

また、議事資料として本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

■ 議決権行使についてのご案内

1. 郵送により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送下さい。
2. インターネットにより議決権を行使される場合には、46頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さい。
3. 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

- 第28回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ij.ad.jp/ir/library/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- 会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、第28回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表になります。

■ 株主様へのお知らせ方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<https://www.ij.ad.jp/ir/library/meeting/>）において、掲載することによりお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化及び中長期的な事業拡大並びに事業投資等のための内部留保に配慮しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元而努力してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の利益水準に鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合、当社は2019年12月に1株当たり13.5円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり27.0円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円50銭 総額608,629,275円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

現取締役 菊池武志、渡井昭久、棚橋康郎、小田晋吾及び海野忍の5氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役4名の重任と、新たに取締役1名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。なお、取締役候補者 小田晋吾、海野忍及び佃和夫は、社外取締役候補者です。

候補者 番 号	1	きく ち 菊池	たけ し 武志	再任 (1959年4月27日生)	■ 所有する当社の株式数 60,100株
------------	----------	-------------------	-------------------	----------------------------	-------------------------

略歴、地位及び担当

1983年4月	伊藤忠商事(株)入社	2005年10月	同代表取締役社長
1996年4月	当社出向	2010年6月	当社専務取締役(現任)
1999年7月	(株)アイアイジェイテクノロジー入 社	2016年4月	同ビジネスユニット長(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、ビジネスユニット長としての職責を担っております。その営業に関する豊富な業務経験を、今後も当社の営業戦略等に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者 番 号	2	わた い 渡井	あき ひさ 昭久	再任 (1965年9月30日生)	■ 所有する当社の株式数 13,300株
------------	----------	-------------------	--------------------	----------------------------	-------------------------

略歴、地位及び担当

1989年4月	(株)住友銀行(現、(株)三井住友銀 行)入行	2004年6月	同取締役CFO
1996年8月	当社出向	2010年4月	同常務取締役CFO(現任)
2000年2月	同入社	2015年4月	同財務本部長(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、CFOかつ財務本部長としての職責を担っております。その財務分野に関する豊富な業務経験を、今後も当社の財務戦略等に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番 号

3 お だ
小 田

しん ご
晋 吾

再 任 社 外 独立役員
(1944年11月8日生)

■ 所有する当社の株式数
0 株

略歴、地位及び担当

1970年 4 月	横河・ヒューレット・パッカード (株) (現、日本ヒューレット・パッ カード(株)) 入社	2005年 5 月	日本ヒューレット・パッカード(株) 代表取締役社長
		2008年 6 月	当社取締役 (現任)

■社外取締役候補者とした理由

- ・同氏は、会社経営者として長年にわたり活躍され、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、経営の監督機能充実のため社外取締役候補者とするものです。
- ・同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

候補者
番 号

4 うみ の
海 野

しのぶ
忍

再 任 社 外
(1952年8月4日生)

■ 所有する当社の株式数
300株

略歴、地位及び担当

1975年 4 月	日本電信電話公社入社	2012年 6 月	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)
2008年 6 月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株)代表取締役副社長		代表取締役社長
		2018年 6 月	同相談役 (現任)
		2018年 6 月	当社取締役 (現任)

■社外取締役候補者とした理由

- ・同氏は、電気通信事業を営む会社の経営者として長年にわたり活躍され、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、経営の監督機能充実のため社外取締役候補者とするものです。
- ・同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番 号

5 つくだ
佃

かず お
和夫

新任 社外 独立役員

(1943年9月1日生)

■ 所有する当社の株式数
0 株

略歴、地位及び担当

1968年 4 月 三菱重工業(株)入社
1999年 6 月 同取締役
2002年 4 月 同常務取締役

2003年 6 月 同代表取締役社長
2008年 4 月 同代表取締役会長
2013年 4 月 同取締役 相談役
2019年 6 月 同特別顧問 (現任)

■社外取締役候補者とした理由

同氏は、会社経営者として長年にわたり活躍され、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、経営の監督機能充実のため社外取締役候補者とするものです。

- (注)
1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者 小田晋吾氏及び海野忍氏とは、当社との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約（会社法第427条第1項）を締結しております。同契約は両氏の社外取締役の任期の満了に伴って終了いたしますので、社外取締役就任後、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。また、佃和夫氏が社外取締役に就任した場合、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。
 3. 当社は、小田晋吾氏を、(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出ており、同氏が取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。また、佃和夫氏が社外取締役に就任した場合、新たに独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

現監査役 大平和宏、赤塚安弘及び道下崇の3氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査役2名の重任と、新たに監査役1名の選任をお願いするものです。

監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	1	おお ひら 大平	かず ひろ 和宏	再任 社外 独立役員	■ 所有する当社の株式数
			(1957年12月26日生)		0株

略歴、地位

1980年4月	第一生命保険相互会社（現、第一生命保険(株)）入社	2008年4月	同国際業務部部长
		2010年6月	当社常勤監査役（現任）

■社外監査役候補者とした理由

- ・ 同氏は、過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社での監査経験は充分にあり、その勤務経験より、経営管理や内部統制に対し能力を発揮していることから、引き続き社外監査役候補者とするものです。
- ・ 同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

候補者 番号	2	みち した 道下	たかし 崇	再任 社外 独立役員	■ 所有する当社の株式数
			(1969年2月1日生)		0株

略歴、地位

1994年4月	弁護士登録（東京弁護士会）あさひ法律事務所入所	2012年8月	弁護士法人西村あさひ法律事務所 法人社員
2002年7月	同パートナー	2016年6月	当社監査役（現任）
2007年7月	西村あさひ法律事務所 パートナー	2019年4月	西村あさひ法律事務所 パートナー（現任）

■重要な兼職の状況

弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー

■社外監査役候補者とした理由

- ・ 同氏は、弁護士としての長年の経験と法律に関する専門知識を有されていることから、今後も社外監査役の職務を適切に遂行できるものと期待し、引き続き社外監査役候補者とするものです。
- ・ 同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番 号

3

うち やま
内山

こう いち
晃一

新任 社外 独立役員

(1960年4月29日生)

■ 所有する当社の株式数

0 株

略歴、地位

1984年10月 等松・青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）入所
2017年10月 アイサン・アドバイザリー（同）代表社員（現任）

■重要な兼職の状況

アイサン・アドバイザリー（同）代表社員

■社外監査役候補者とした理由

同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての長年の経験と財務に関する専門知識を有されていることから、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと期待し、社外監査役候補者とするものです。

- （注）
1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者 道下崇氏とは、当社との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約（会社法第427条第1項）を締結しております。同契約は同氏の社外監査役の任期の満了に伴って終了いたしますので、社外監査役就任後、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。また、内山晃一氏が社外監査役に就任した場合、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。
 3. 当社は、大平和宏氏及び道下崇氏を、(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出ており、両氏が監査役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。また、内山晃一氏が社外監査役に就任した場合、新たに独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 譲渡制限付株式報酬導入の件

当社取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、「年額5億円以内」としてご承認いただき今日にいたっております。また、2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、当該報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただいております。この度、当社は、当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。なお、現在の取締役は13名（うち社外取締役5名）であります。第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、同じく取締役13名（うち社外取締役5名）となる予定です。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現金支給の一部に代えて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

取締役を支給する報酬の限度額は、引き続き年額5億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。）を維持し、当該報酬限度額の範囲内で取締役の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに加え、譲渡制限付株式報酬も支給できるようにいたしたく、ご承認をお願いするものです。

【導入する譲渡制限付株式報酬の概要】

（1） 譲渡制限付株式総数

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とするとともに、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、取締役会決議に基づいて、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年40,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。）といたします。

(2) 払込金額及び譲渡制限付株式割当契約

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし

(a) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(b) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（a）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が譲渡制限期間中又は譲渡制限期間満了時に当社が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(c) 組織再編等における取扱い

上記（a）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(d) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

第 28 期 事 業 報 告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の景気は、期中は緩やかな回復基調が継続したものの、3月に新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押しされ厳しい状況となりました。先行きにつきましては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに注意し、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループが係わる法人ICT(*1)関連市場では、そのような景気環境下においても、クラウドコンピューティング(*2)の普及を始めとする企業情報システムの変化、企業活動におけるIoT(*3)等のICT利活用の進展、情報漏洩等に対応するセキュリティ需要や働き方改革他に関連するリモートアクセス(*4)需要の高まり等を背景に、信頼性の高いネットワークサービスへの需要は継続すると想定しております。一方、一時売上であるシステム構築等につきましては、景気影響による企業の支出抑制等で短期的な需要減退もあらうと想定しております。

このような市場環境のなか、当社グループは、当連結会計年度において、インターネットに係わる技術力と優良法人顧客基盤を基に、信頼性及び付加価値の高いサービスを開発のうえ提供し、企業の情報ネットワークシステムに関連するアウトソーシング需要を取り込むとの従来からの戦略を推進いたしました。主として、インターネット接続サービス、セキュリティ関連サービスを含むアウトソーシングサービス及びクラウドコンピューティング関連サービス等のストック売上(*5)が好調に推移し、売上高総額は、前年同期比6.3%増の204,474百万円(前年同期 192,430百万円)となり、営業利益は、ネットワークサービス及びシステムインテグレーション各々の粗利増加が販売管理費の増加を吸収し、前年同期比36.6%増の8,225百万円(前年同期 6,023百万円)となりました。

当連結会計年度の事業概況につきましては、ネットワークサービスにおいて、法人向けインターネット接続サービスは、ネットワークインフラストラクチャーを継続拡張しながら増加する通信トラフィックを取り込み、安定的に増収しました。モバイル関連サービスは、主として監視カメラやセンサー接続等の法人向け案件が順調で、モバイル関連総売上高は前年の419.6億円から460.9億円へと増加いたしました。MVNE(*6)戦略等による個人向け回線の獲得も進め、モバイル提供回線総数は302.9万回線(前年同期末より28.5万回線増加)となりました。そのうち、フルMVNO(*7)関連サービスの売上高は、公共施設や工場等での様々な端末やデバイス等のIoT接続に加え組み込み型チップSIM(*8)の提供も開始し、

文中に(*)を付した用語については、34頁に記載の用語解説をご参照下さい。

14.1億円（前年同期6.6億円）へと伸長しました。IoT関連では多様な商談が活況で、製造業や農業でのセンサーによる遠隔監視やリモートメンテナンス(*9)等の案件も積み上げました。セキュリティ関連では、ゲートウェイ型セキュリティサービス(*10)やSOCサービス(*11)等の既存サービス群が高増収を牽引し、「IIJマネージドWAFサービス(*12)」等の新たなサービスも追加し、セキュリティ関連月額サービスの売上高は163.5億円（前年同期141.1億円）、システム構築を含めたセキュリティ関連総売上高は191.8億円（前年同期167.7億円）となりました。システムインテグレーションにおいては、企業のシステム需要は旺盛で、システム構築売上高は前年同期比14.7%増、システム運用保守売上高は前年同期比11.1%増となりました。システム運用保守に一部含まれるクラウドコンピューティング関連サービスは、企業内システムの継続的なクラウド移行需要に対応しながら他社クラウド連携とのマルチクラウド(*13)戦略を進め、クラウド関連サービス売上高は235.8億円（前年同期201.3億円）へと増加いたしました。設備面では、増大するデジタルデータ需要に備え、期初にシステムモジュール型(*14)の「白井データセンターキャンパス」の稼働を開始しサーバーラックを順次拡大いたしました。分散する東日本地区のデータセンター及びサービス設備基盤の集約を順次進めてまいります。国際事業は、米国及び欧州拠点利益を牽引し、立ち上げ途上のアジア各拠点の伸長もあり、売上高85.5億円、営業利益2.5億円（前年同期各々77.2億円及び0.9億円）となりました。新規事業においては、デジタル通貨を扱う持分法適用関連会社(株)ディーカレットが、4月に仮想通貨現物取引サービス、8月に証拠金取引サービスを開始いたしました。配信事業では、民放各局との合併の持分法適用関連会社JOCND(株)が、(株)WOWOW及び日本放送協会(NHK)への第三者割当増資を実施し事業基盤を強化いたしました。ヘルスケア事業では、医療介護情報共有プラットフォーム「IIJ電子@連絡帳サービス(*15)」を愛知県中心に61自治体へ導入し、全国への展開を推進しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、ネットワークサービス売上高は、前年同期比2.8%増の121,999百万円(前年同期 118,626百万円)、システムインテグレーション売上高(機器販売を含む)は、前年同期比12.5%増の78,394百万円(前年同期 69,652百万円)、ATM運営事業売上高は、前年同期比1.7%減の4,081百万円(前年同期 4,152百万円)となりました。売上原価につきまして、ネットワークサービス売上原価は、前年同期比0.8%増の102,092百万円(前年同期 101,257 百万円)、システムインテグレーション売上原価(機器販売を含む)は、前年同期比12.9%増の67,584百万円(前年同期 59,872百万円)、ATM運営事業売上原価は、前年同期比5.3%減の2,204百万円(前年同期 2,326百万円)となり、売上原価総額は前年同期比5.2%増の171,880百万円(前年同期 163,455百万円)となりました。売上総利益につきましては、ネットワークサービス

文中に（*）を付した用語については、34頁に記載の用語解説をご参照下さい。

売上総利益は、前年同期比14.6%増の19,907百万円(前年同期 17,369 百万円)、機器販売を含むシステムインテグレーション売上総利益は、前年同期比10.5%増の10,810百万円(前年同期 9,780百万円)、ATM運営事業売上総利益は、前年同期比2.9%増の1,877百万円(前年同期 1,825百万円)となり、売上総利益総額は前年同期比12.5%増の32,594百万円(前年同期 28,974百万円)となりました。売上総利益率は15.9%(前年同期 15.1%)となりました。販売管理費等(販売費及び一般管理費(研究開発費を含む)、その他の収益及びその他の費用)は、前年同期比6.2%増の24,369百万円(前年同期 22,952百万円)となりました。これらより、当連結会計年度における営業利益は、前年同期比36.6%増の8,225百万円(前年同期 6,023百万円)となりました。税引前当期利益は、前年同期比22.5%増の7,159百万円(前年同期 5,843百万円)となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は前年同期比13.8%増の4,007百万円(前年同期 3,521百万円)となりました。

ネットワークサービス

ネットワークサービス売上高は、前年同期比2.8%増の121,999百万円(前年同期 118,626百万円)となりました。

このうち、法人向けインターネット接続サービスの売上高は、MVNE及びフルMVNO設備を活用したIoT関連等のモバイル関連サービス売上高の増加等があり、前年同期比10.4%増の36,635百万円(前年同期 33,186百万円)となりました。個人向けインターネット接続サービスの売上高は、個人向けモバイルサービス売上高の増加等により、前年同期比3.3%増の26,055百万円(前年同期 25,234百万円)となりました。WANサービスの売上高は、多拠点専用線接続の法人大口顧客のモバイル接続への移行等があり、前年同期比13.0%減の26,972百万円(前年同期 30,991百万円)となりました。アウトソーシングサービスの売上高は、セキュリティ関連サービス売上高の増加等があり、前年同期比10.7%増の32,337百万円(前年同期 29,215百万円)となりました。

ネットワークサービスの売上原価は、モバイル関連サービス売上高の増加等に伴う外注関連費用の増加等及びWANサービス売上高の減少等に伴う回線関連費用の減少等があり、前年同期比0.8%増の102,092百万円(前年同期 101,257百万円)となりました。(株)NTTドコモ他のモバイルインフラストラクチャーの利用に関するモバイル接続料につきましては、総務省の定める接続料見直しのルールにより毎年帯域当たり単価が低減しており、2018年度及び2019年度の利用帯域に係わる(株)NTTドコモの接続料単価は、2020年3月に前年単価比6.0%低減との通知を受け確定いたしました。当社は、当第3四半期まで8%低減との合理的算定による想定値で費用計上していたところ、当第4四半期に当該差分等による3.5億円の追加費用の計上がありました。

ネットワークサービスの売上総利益は、前年同期比14.6%増の19,907百万円(前年同期 17,369百万円)となりました。ネットワークサービスの売上総利益率は16.3%(前年同期 14.6%)となりました。

システムインテグレーション

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は、前年同期比12.5%増の78,394百万円(前年同期 69,652百万円)となりました。

システム構築及び機器販売による一時的な売上高は、システム構築案件の継続獲得等により、前年同期比14.7%増の31,976百万円(前年同期 27,882百万円)となりました。システム運用保守による継続的な売上高は、案件の継続積み上げ及びプライベートクラウド(*)サービスの売上増加等があり、前年同期比11.1%増の46,418百万円(前年同期 41,770百万円)となりました。

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上原価は、売上増加に伴う設備関連費用の増加及び仕入の増加等があり、前年同期比12.9%増の67,584百万円(前年同期 59,872百万円)となりました。

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上総利益は、前年同期比10.5%増の10,810百万円(前年同期 9,780百万円)となり、売上総利益率は13.8%(前年同期 14.0%)となりました。

当連結会計年度のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注は、前年同期比11.9%増の83,143百万円(前年同期 74,302百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注は前年同期比9.3%増の31,643百万円(前年同期 28,955百万円)、システム運用保守に関する受注は前年同期比13.6%増の51,500百万円(前年同期 45,347百万円)でありました。

当連結会計年度末のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注残高は、前年同期末比9.3%増の55,864百万円(前年同期末 51,115百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注残高は、前年同期末比4.2%減の7,507百万円(前年同期末 7,840百万円)、システム運用保守に関する受注残高は前年同期末比11.7%増の48,357百万円(前年同期末 43,275百万円)でありました。

(*)特定のユーザーが占有して利用可能なクラウドコンピューティングのこと。OSやソフトウェア、回線等のICTリソースを自在にコントロール、カスタマイズ可能な利用形態を指す。

ATM運営事業

ATM運営事業売上高は、銀行ATM利用件数に応じた利用料金とATM設置に関わる月額収入があり、利用件数の変動等で前年同期比1.7%減の4,081百万円(前年同期 4,152百万円)となりました。

ATM運営事業売上原価は、前年同期比5.3%減の2,204百万円(前年同期 2,326百万円)となりました。

ATM運営事業の売上総利益は、1,877百万円(前年同期 1,825百万円)となり、売上総利益率は46.0%(前年同期 44.0%)となりました。

事業セグメント別

セグメント別では、当連結会計年度のネットワークサービス及びシステムインテグレーション(SI)事業の売上収益は、前年同期比6.4%増の200,679百万円(前年同期 188,634百万円)となり、営業利益は前年同期比46.3%増の6,729百万円(前年同期 4,599百万円)となりました。当連結会計年度のATM運営事業の売上収益は、前年同期比1.7%減の4,081百万円(前年同期 4,152百万円)となり、営業利益は前年同期比1.4%増の1,645百万円(前年同期 1,623百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資（リース取引額を含む。）は、主にネットワークサービス関連、クラウドコンピューティング関連サービスの機器取得及び白井データセンター建設等の投資があり、15,150百万円（前年同期15,083百万円）となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資及び増加運転資金等を賄うものとして、2,500百万円を銀行借入にて調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、事業の成長に関連して、以下を含む、様々な対処すべき課題があるものと認識をしております。当社グループの事業成長の要は、法人顧客需要に合致した或いはそれを引き出すICTサービスラインアップの適切適時の拡充であり、継続したサービス及び事業の開発が重要であります。技術及び営業部門の一層の連携により、これを効果的に推し進める必要があります。事業成長を支えていく優秀な人材の継続獲得と育成も重要であり、これらを含めて、積極的な事業展開に継続して取り組んでまいります。また、事業運営管理の強化にも取り組み、売上成長と併せた利益の向上を目指してまいります。

当社グループの事業において、特に次の点において、短期的に新型コロナウイルス感染症の影響が強く生じようとしております。①施設休店等による銀行ATM不稼働でのATM運営事業売上の減少、②企業全般の支出意欲減退によるシステム構築（一時売上）等の低調、③大型商業施設休店等によるモバイルサービス契約獲得の不調。一方でネットワークサービス等の法人向け継続役務提供取引については、景気悪化局面においても一定の継続した売上伸長を想定しております。中長期においては、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化のなかで、企業のネットワーク、クラウドコンピューティング等の利活用が従来より一層進展していくとも期待しております。当社グループは、信頼性の高いインターネットインフラストラクチャーを運営し付加価値の高いサービスを開発・提供すること等で、社会インフラの一部となったインターネットを支え続け、未来に向けネットワーク社会の実現への貢献をしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(米国会計基準)

(単位：千円)

	第25期 2017年3月期	第26期 2018年3月期	第27期 2019年3月期
売 上 高	157,789,059	176,050,649	192,332,340
営 業 利 益	5,134,307	6,762,202	6,208,392
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,166,510	5,108,949	2,715,179
基本的1株当たり 当社株主に帰属する当期純利益	69円36銭	113円37銭	60円24銭
総 資 産	137,395,149	153,448,819	166,851,638
当 社 株 主 に 帰 属 す る 資 本	66,741,871	73,270,057	75,404,315
1 株 当 た り に 当 社 株 主 に 帰 属 す る 資 本	1,481円16銭	1,625円95銭	1,673円03銭

(国際財務報告基準)

(単位：千円)

	移行日 2017年4月1日	第26期 2018年3月期	第27期 2019年3月期	第28期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 収 益	—	176,233,321	192,430,185	204,473,515
営 業 利 益	—	6,769,617	6,022,987	8,225,172
親会社の所有者に帰属する当期利益	—	4,422,923	3,520,566	4,006,773
基本的1株当たり 当 期 利 益	—	98円15銭	78円11銭	88円88銭
総 資 産	137,957,682	155,162,729	167,289,196	206,524,060
親会社の所有者に 帰 属 す る 持 分	68,036,472	74,528,732	76,271,438	79,075,589
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分	1,509円89銭	1,653円88銭	1,692円27銭	1,753円97銭

(注) 1. 第28期事業報告から連結計算書類を国際財務報告基準 (IFRS) に基づき作成しております。本書の連結業績値もIFRSに基づき記載しております。

2. 第25期から第27期の事業報告における連結計算書類については、米国会計基準に基づき作成しております。

3. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は、各期の期中平均流通株式数に基づき算出しております。
4. 1株当たり当社株主に帰属する資本及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、各期末時点の流通株式数に基づき算出しております。
5. 当社は、2016年11月4日の取締役会決議に基づき、第25期にて自己株式892,200株を取得いたしました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社IJJイノベーション インスティテュート	75,000千円	100.0%	インターネット関連技術開発等
株式会社IJJエンジニアリング	400,000千円	100.0%	ネットワークシステムの運用監視、カスタマーサポート、コールセンター等
株式会社IJJグローバル ソリューションズ	490,000千円	100.0%	ネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
株式会社IJJプロテック	10,000千円	100.0%	システム開発、運用及びサービスサポート等に係わる人材供給及び役務提供等
株式会社トラスト ネットワークス	100,000千円	79.5%	銀行ATMサービスの提供等
ネットチャート株式会社	55,000千円	100.0%	ネットワーク構築、運用保守及びネットワーク関連機器の販売等
IJJ America Inc.	8,460千USD	100.0%	米国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJJ Europe Limited	143千GBP	100.0%	欧州でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	5,525千SGD	(49.6%) 100.0%	シンガポールでのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
艾杰（上海）通信技術有限公司	10,630千USD	(100.0%) 100.0%	中国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等

(注) 1.出資比率の上段（ ）内は間接所有割合（内数）を示しております。

2.株式会社IJJプロテックは、2020年1月1日付にて株式会社竜巧社ネットウエアより社名変更いたしました。

当連結会計年度の連結対象子会社は16社、持分法適用関連会社は9社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ・ネットワークサービス
- ・システムインテグレーション
- ・ATM運営事業

(12) 企業集団の主要拠点等

当社	本社	東京都千代田区
	支社	大阪市、名古屋市、福岡市
	支店	札幌市、仙台市、富山市、広島市、横浜市
	営業所	新潟市、豊田市、那覇市
株式会社IJイノベーション インスティテュート	本社	東京都千代田区
株式会社IJエンジニアリング	本社	東京都千代田区
株式会社IJグローバル ソリューションズ	本社	東京都千代田区
	事業所	大阪市、札幌市、名古屋市、福岡市
株式会社IJプロテック	本社	東京都千代田区
株式会社トラストネットワークス	本社	東京都千代田区
ネットチャート株式会社	本社	横浜市
IJ America Inc.	本社	米国 カリフォルニア州
IJ Europe Limited	本社	英国 ロンドン
IJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
艾杰（上海）通信技術有限公司	本社	中国 上海

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,583名	230名増

（注） 職員、契約社員を従業員数として示しております。受入出向社員は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額の状況

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	8,950,000千円
株式会社みずほ銀行	8,950,000千円
株式会社三井住友銀行	8,950,000千円
三井住友信託銀行株式会社	700,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 75,520,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,734,600株 (自己株式1,650,950株を含む)
- (3) 期末末株主数 5,782名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
日本電信電話株式会社	10,095,000株	22.4%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	2,040,000株	4.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,957,400株	4.3%
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	1,952,000株	4.3%
鈴木 幸一	1,835,300株	4.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,669,500株	3.7%
第一生命保険株式会社	1,273,000株	2.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	993,900株	2.2%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	904,336株	2.0%
株式会社KS Holdings	810,000株	1.8%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 株式会社KS Holdingsは、当社代表取締役会長である鈴木幸一氏がその株式を間接的に100%保有する資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。
3. Dalton Investments LLCが2019年5月22日付で提出した大量保有報告書の変更報告書において、2019年5月17日現在で同社が当社株式2,949,600株(同日現在の持株比率:6.3%)を保有する旨の届け出がありました。また、2020年4月30日付で提出した大量保有報告書の変更報告書において、2020年4月24日現在で同社が当社株式1,975,500株(同日現在の持株比率:4.2%)を保有する旨の届け出がありました。当社として、当事業年度末現在における同社の保有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。
4. Global Alpha Capital Management Ltd.が2019年3月15日付で提出した大量保有報告書の変更報告書において、2019年3月12日現在で同社が当社株式2,838,926株(同日現在の持株比率:6.1%)を保有する旨の届け出がありました。その後大量保有報告書の変更報告書が提出されたことは認識しておりませんが、当社として、当事業年度末現在における同社の保有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 〔新株予約権 1個当たり〕	行使価額 〔株式 1株当たり〕	行使期間
第1回 新株予約権	2011年 7月14日	88個	普通株式 17,600株	259,344円	1円	2011年 7月15日から 2041年 7月14日まで
第2回 新株予約権	2012年 7月13日	88個	普通株式 17,600株	318,562円	1円	2012年 7月14日から 2042年 7月13日まで
第3回 新株予約権	2013年 7月11日	70個	普通株式 14,000株	647,000円	1円	2013年 7月12日から 2043年 7月11日まで
第4回 新株予約権	2014年 7月10日	101個	普通株式 20,200株	422,600円	1円	2014年 7月11日から 2044年 7月10日まで
第5回 新株予約権	2015年 7月13日	134個	普通株式 26,800株	369,200円	1円	2015年 7月14日から 2045年 7月13日まで
第6回 新株予約権	2016年 7月11日	144個	普通株式 28,800株	360,000円	1円	2016年 7月12日から 2046年 7月11日まで
第7回 新株予約権	2017年 7月14日	155個	普通株式 31,000株	337,200円	1円	2017年 7月15日から 2047年 7月14日まで
第8回 新株予約権	2018年 7月13日	155個	普通株式 31,000株	347,600円	1円	2018年 7月14日から 2048年 7月13日まで
第9回 新株予約権	2019年 7月12日	163個	普通株式 32,600株	354,600円	1円	2019年 7月13日から 2049年 7月12日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社の取締役及び執行役員は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して10日以内に限り、新株予約権を行使できます。
2. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から200株へと調整されております。

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	65個	普通株式 13,000株	取締役 4名 65個
第2回新株予約権	59個	普通株式 11,800株	取締役 5名 59個
第3回新株予約権	53個	普通株式 10,600株	取締役 6名 53個
第4回新株予約権	78個	普通株式 15,600株	取締役 6名 78個
第5回新株予約権	97個	普通株式 19,400株	取締役 7名 97個
第6回新株予約権	102個	普通株式 20,400株	取締役 7名 102個
第7回新株予約権	112個	普通株式 22,400株	取締役 7名 112個
第8回新株予約権	109個	普通株式 21,800株	取締役 7名 109個
第9回新株予約権	108個	普通株式 21,600株	取締役 7名 108個

- (注) 1. 上記新株予約権は取締役退職慰労金制度を廃止したことに伴い、職務執行の対価として発行しております。
2. 当事業年度の末日において、当社の非常勤取締役、社外取締役及び監査役が有する当社の新株予約権等はありません。
3. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から200株へと調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の 種類及び数	交付人数及び個数
第9回新株予約権	55個	普通株式 11,000株	執行役員 12名 55個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 幸一	CEO 《重要な兼職の状況》 株式会社IJグローバルソリューションズ 取締役 株式会社IJエンジニアリング 代表取締役会長 IJ America Inc. Chairman of the Board インターネットマルチフィード株式会社 代表取締役社長 JOCDN株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	勝 栄二郎	COO
専務取締役	菊池 武志	ビジネスユニット長
常務取締役	渡井 昭久	CFO 財務本部長
常務取締役	川島 忠司	ビジネスユニット長補佐
取締役	島上 純一	CTO テクノロジーユニット長
取締役	米山 直志	経営企画本部長
取締役	棚橋 康郎	
取締役	小田 晋吾	
取締役	岩澤 利典	株式会社IJグローバルソリューションズ 代表取締役社長
取締役	岡村 正	
取締役	塚本 隆史	
取締役	海野 忍	

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	大 平 和 宏	
常 勤 監 査 役	田 中 正 子	
監 査 役	赤 塚 安 弘	株式会社ICJ 社外監査役
監 査 役	道 下 崇	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 担当及び重要な兼職の状況については、2020年3月31日現在で記載しております。
2. 取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- 就 任 2019年6月27日付
取 締 役 米山 直志
退 任 2019年6月27日付
取 締 役 保条 英司
3. 取締役の棚橋康郎、小田晋吾、岡村正、塚本隆史及び海野忍は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役の大平和宏、赤塚安弘及び道下崇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 社外取締役の棚橋康郎、小田晋吾、岡村正及び塚本隆史、社外監査役の大平和宏、赤塚安弘及び道下崇は、金融商品取引所の定めに基づく、独立役員であります。
6. 監査役の赤塚安弘は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役及び社外監査役各氏の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 執行役員の状況（2020年4月1日現在）

氏 名	役 位	担 当
北 村 公 一	専務執行役員	ビジネスユニット長補佐
飛 田 昌 良	常務執行役員	管理本部長
石 田 潔	常務執行役員	プロダクト本部長
鯨 坂 慎	常務執行役員	第五事業部長
山 井 美 和	常務執行役員	基盤エンジニアリング本部長
丸 山 孝 一	常務執行役員	グローバル事業本部長
立久井正和	常務執行役員	テクノロジーユニット長補佐
沖 田 誠 司	常務執行役員	プロフェッショナルサービス第一本部長
飯 塚 泰 光	執 行 役 員	グローバル事業本部長補佐 IIJ America Inc. President&CEO
川 又 正 実	執 行 役 員	経理部長
墨 矢 亮	執 行 役 員	コンプライアンス部長
大 西 丈 則	執 行 役 員	第一事業部長
井 手 隆 裕	執 行 役 員	第二事業部長
矢 吹 重 雄	執 行 役 員	MVNO事業部長

(注) 北村公一及び矢吹重雄は、2020年4月1日付で執行役員に就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役13名 288,339千円（うち社外取締役5名 20,400千円）

監査役4名 33,018千円（うち社外監査役3名 17,609千円）

- (注) 1. 上記報酬等の金額には、常勤取締役が付与した株式報酬型ストックオプションのうち、当事業年度の職務執行分に対応する部分の金額35,095千円を含んでおります。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額については、2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額5億円以内（賞与及び株式報酬型ストックオプションを含む）、監査役の報酬限度額を年額1億円以内（賞与を含む）と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の状況
前記（１）取締役及び監査役の氏名等をご参照下さい。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	棚 橋 康 郎	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	小 田 晋 吾	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	岡 村 正	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	塚 本 隆 史	当事業年度開催の取締役会12回中11回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	海 野 忍	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	大 平 和 宏	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会15回中15回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	赤 塚 安 弘	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会15回中15回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	道 下 崇	当事業年度開催の取締役会12回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会15回中13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員（常勤監査役大平和宏を除く。）と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、社外役員は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

- ④ 子会社から受けている報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注)当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年6月27日の第27回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	65,000千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75,000千円

- (注) 1. 上記①の報酬等の額には、会社法監査、金融商品取引法監査・四半期レビュー及び金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報酬が含まれます。
当社と監査法人との監査契約において、それぞれを区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、新リース会計基準に関するアドバイザー業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、組織及び体制（審査の体制を含む）、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、これらが不十分であると判断した場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合、会社法・公認会計士法等の法令に違反や抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会の決定内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令遵守や適切な行動規範を定める倫理規程、内部者取引防止や個人情報保護等個別の法令遵守に関する規程等を制定し、社内に周知徹底し、定期的な教育を行なう。
 - ② 法令遵守活動を行なうために必要な人員配置を行ない、弁護士等外部専門家に相談し、アドバイスを受けるための体制を確立する。
 - ③ 法令違反が発見された場合の社内報告体制を構築するとともに、監査役会を窓口とする通報者保護に留意した内部通報制度を運用する。
 - ④ 社長直轄の内部監査室が定期的な内部監査を行い、各業務執行部門の法令遵守に関する改善点を指摘し、改善状況を監視する。
 - ⑤ 法定報告、適時開示等について、取締役、社外取締役、監査役等を構成員とする情報開示委員会を設置し、開示内容の適正性、十分性について評価、検討させるとともに、開示内容の承認を行なわせる。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理の体制
 - ① 社内情報資産の取扱いに係る基本方針や個別手順を定め、取締役の職務の執行に係る情報・文書（職務執行情報という。）もそれらに従い、管理責任者、保管期間、保管の方法及び逸失・漏洩等リスクへの安全管理措置等を定め、適切に管理する。管理状況については定期的に見直しを行なう。
 - ② 職務執行情報を、適切にファイリング（必要に応じ電磁的記録を用いる）し、当該各文書等の存否、保存状況及びその内容を速やかに確認することができる体制を構築する。また、監査役等かかる文書を閲覧する権限のある者の要請に対し遅滞無く閲覧に供することができる体制を構築する。
 - ③ 前記に係る事務は情報セキュリティ担当役員及び事務文書管理担当役員が所管する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各部門の業務執行を担当する取締役は、各々の担当事務について、所定の規程に基づき、リスクの識別、識別されたリスクの評価、リスクの評価に応じた対策を講じ、かつ、定期的に見直すものとする。

- ② リスクの種類に応じ、リスクの評価、リスクの評価に応じた対策を検討するための評価委員会を設置する。
 - ③ 緊急時等を想定した事業継続計画を策定する。
 - ④ 社長直轄の内部監査室が定期的な内部監査を行い、各業務執行部門のリスク管理を含む業務執行に関する改善点を指摘し、改善状況を監視するものとする。
4. 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づく各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、各目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
 - ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に基づき取締役会に付議されるべき事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行なわれ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を執行することとする。
 - ④ 取締役会の意思決定の妥当性をより高めるため、経営に係る豊かな識見を有する者を一定数以上、社外取締役として委嘱するものとする。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社を管理するための基本方針である子会社等管理規程を適切に運用し、子会社との間で子会社管理等を目的とした協定を締結する。
 - ② 子会社から必要な事項について報告がなされ、かつ、協議が行なわれる体制を構築する。
 - ③ 内部統制に関する重要事項については、企業集団全体を規律する規程を策定し、子会社に遵守させる。
 - ④ 当社の内部監査室により、子会社に対して内部監査を実施するものとする。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと、かかる使用人の取締役からの独立性及び監査役のかかる使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 社長直轄の機関である内部監査室を設置し、内部監査に専任で携わる職員を配置する。内部監査計画等の策定にあたり、監査役会の意見を反映するなど、職員と監査役との連携を密接に行わせるものとする。

- ② 内部監査室に配置される職員の選定、任命、異動について監査役会の意見を十分に尊重して行なうものとする。
- ③ 前記のほか、監査役職務を補助すべき職員の配置及び当該職員への監査役の指示の実効性を確保するための措置については、監査役会と協議の上定めるものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びかかる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会規程の定めに従い、監査役または監査役会の要請に応じてまたは定期的に、必要な報告及び情報提供を行なうものとする。
- ② 情報開示委員会等重要な意思決定が行なわれる合議体に、監査役を構成員とする。
- ③ 監査役会を窓口とする内部通報制度は、当社及び子会社全体を対象とする。内部通報者の秘密は保護され、かつ、匿名通報か実名通報かにかかわらず、内部通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会の職務の執行に要する費用について、年度単位で合理的な予算額の設定を行うものとする。

予算額については監査役の意見を聴取する。

9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役職務の執行のために必要な外部専門家の確保を行なうこととする。
- ② 会計監査人の独立性を確保するため、独立性を損なう特定の非監査業務を会計監査人（その関係者を含む。）から役務提供を受けることを禁止するとともに、監査役会による会計監査人の報酬等の同意が適切に行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 監査役に財務専門家、法律専門家を委嘱するよう努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程及び内部統制基本規程等の企業集団全体を規律する規程に基づき統制されております。当社の取締役会は社外取締役5名を含む13名で構成されており、定時（毎月）及び臨時取締役会の開催や、業務執行取締役及び執行役員等による経営会議の開催のほか、日々の業務執行状況の監視及び監督が行われております。また、子会社の業務執行に関しては、基本方針である子会社管理規程に基づき、必要事項の報告及び協議等を通じ、適切な監督が行われております。

当社のリスク管理については、具体的には情報セキュリティ、事業継続など必要に応じ、リスクの領域ごとに組織若しくは委員会等を設置し、リスクの識別、識別されたリスクの評価、リスクの対策を講じております。

当社の監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されており、常勤監査役を中心とした日々の業務監査並びに定時（毎月）及び臨時監査役会の開催等により、業務執行の監視が行われております。また、当社の監査役会は、会計監査人との利益相反取引の監視、会計監査人の再任又は解任の決定や、企業集団全体を対象とした財務報告に係る内部通報制度の運用の任を担っております。当社は、内部監査を担当する機関として、室長以下5名で構成される内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社及び子会社に対して内部監査計画に基づく監査を実施しており、その結果については定期的に監査役会へ報告し、密接な連携を図っております。

このほか、当社は、適正な情報開示を目的として、情報開示規程に基づき、取締役、執行役員及び監査役により構成される情報開示委員会を設置し、開示内容の適正性及び十分性を検証しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(ご参考) 用語解説

1. ICT
Information and Communication Technologyの略。コンピュータによる情報通信に関するハードウェア、ソフトウェア、システム及びデータ通信等に関する技術の総称。
2. クラウドコンピューティング
従来、自社保有していた情報システム基盤やアプリケーション等を、自社保有せずともネットワークを通じたサービスとして利用できる仕組み。
3. IoT
Internet of Thingsの略。モノのインターネットと言われ、これまでインターネットに接続されていなかった物体に通信機能を持たせることで、物体が情報通信を行うようになること。
4. リモートアクセス
インターネット回線等を通じて、企業の社内ネットワークやコンピュータに外部から接続すること。
5. ストック売上高
役務の継続提供により継続的な計上が期待できる売上。
6. MVNE
Mobile Virtual Network Enablerの略。MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業構築を支援する事業を営む者。
7. フルMVNO
SIMカードを管理するデータベースであるHLR/HSS(SIMカードに紐付けられているユーザ情報を管理するデータベース)を自社で運用することにより、従来のMVNOに比べ、自由なサービス設計が行えるMVNOのこと。独自のSIMカードの調達及び発行が可能となり、例えば、今後発展が見込まれるIoT分野において、組み込み型SIMの提供や課金及び開通管理等を自由にコントロールできるサービス開発が可能となる。
8. チップSIM
広範囲な温度環境への対応、耐振動性、腐食性等が強化された個別要件に対応した小型のSIMカード。
9. リモートメンテナンス
インターネットなどのネットワークを通じて、遠隔地にあるシステムの不具合を直したり、管理や保守をすること。
10. ゲートウェイ型セキュリティーサービス
メールやWebアクセスに求められるセキュリティ機能をゲートウェイとして提供するネットワークセキュリティサービス。
11. SOCサービス
専用の分析基盤を構築し、セキュリティオペレーションセンター(SOC)で24時間365日セキュリティ監視を行うサービス。
12. IIJマネージドWAFサービス
Webアプリケーションの脆弱性を突いた攻撃から企業のWebサイトを防御するクラウド型セキュリティ対策サービス。
13. マルチクラウド
異なるクラウドコンピューティングサービスのそれぞれの特徴を生かし、それらを組み合わせて最適なクラウドコンピューティングサービスを実現するもの。
14. システムモジュール型
建築を構成する部材を標準化することによって、短工期、コスト削減を実現し、拡張性に優れた建築方式。
15. IIJ電子@連絡帳サービス
地域の医師、看護師、ケアマネージャ、行政担当者などが情報を共有し、地域の医療連携と地域包括ケアを統合的に実現できる多職種連携プラットフォーム。

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	38,671,734	流動負債	
営業債権	32,982,448	営業債務及びその他の債務	18,287,546
棚卸資産	2,476,477	借入金	15,580,000
前払費用	9,696,856	未払法人所得税	2,283,707
その他の金融資産	2,670,885	契約負債	5,897,674
その他の流動資産	92,027	繰延収益	88,901
		その他の金融負債	17,845,194
		その他の流動負債	5,703,623
		流動負債合計	65,686,645
流動資産合計	86,590,427	非流動負債	
		借入金	12,170,000
非流動資産		退職給付に係る負債	3,984,880
有形固定資産	17,399,863	引当金	753,518
使用権資産	50,560,361	契約負債	5,991,807
のれん	6,082,472	繰延収益－非流動	479,097
無形資産	18,280,247	繰延税金負債	136,536
持分法で会計処理されている投資	4,827,287	その他の金融負債	36,305,781
前払費用	7,777,997	その他の非流動負債	958,879
その他の投資	9,186,646	非流動負債合計	60,780,498
繰延税金資産	742,857	負債合計	126,467,143
その他の金融資産	4,706,321	資本	
その他の非流動資産	369,782	資本金	25,530,621
非流動資産合計	119,933,833	資本剰余金	36,271,395
資産合計	206,524,260	利益剰余金	16,500,993
		その他の資本の構成要素	2,669,501
		自己株式	△1,896,921
		親会社の所有者に帰属する持分合計	79,075,589
		非支配持分	981,528
		資本合計	80,057,117
		負債及び資本合計	206,524,260

連 結 損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	
ネットワークサービス売上高	121,998,722
システムインテグレーション売上高	78,393,435
ATM運営事業売上高	4,081,358
売上収益合計	204,473,515
売上原価	
ネットワークサービス売上原価	△102,092,065
システムインテグレーション売上原価	△67,584,141
ATM運営事業売上原価	△2,203,884
売上原価合計	△171,880,090
売上総利益	32,593,425
販売費及び一般管理費	△24,075,759
その他の収益	223,215
その他の費用	△515,709
営業利益	8,225,172
金融収益	349,965
金融費用	△610,370
持分法による投資損益	△805,780
税引前当期利益	7,158,987
法人所得税費用	△2,965,453
当期利益	4,193,534
当期利益の帰属	
親会社の所有者	4,006,773
非支配持分	186,761
当期純利益	4,193,534

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 資本の 構成要素
2019年 4 月 1 日時点の残高	25,518,712	36,225,775	12,335,035	4,088,704
IFRS第16号適用による累積的 影響額－税効果後	—	—	△33,728	—
当期包括利益				
当期利益	—	—	4,006,773	—
その他の包括利益	—	—	—	△9,208
当期包括利益合計	—	—	4,006,773	△9,208
所有者との取引額				
新株の発行	11,909	△11,895	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
配当金	—	—	△1,217,082	—
株式報酬取引	—	57,515	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	1,409,995	△1,409,995
所有者との取引額合計	11,909	45,620	192,913	△1,409,995
2020年 3 月31日時点の残高	25,530,621	36,271,395	16,500,993	2,669,501

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	自己株式	合計		
2019年4月1日時点の残高	△1,896,788	76,271,438	848,172	77,119,610
IFRS第16号適用による累積的影響額－税効果後	—	△33,728	—	△33,728
当期包括利益				
当期利益	—	4,006,773	186,761	4,193,534
その他の包括利益	—	△9,208	—	△9,208
当期包括利益合計	—	3,997,565	186,761	4,184,326
所有者との取引額				
新株の発行	—	14	—	14
自己株式の取得	△133	△133	—	△133
配当金	—	△1,217,082	△53,405	△1,270,487
株式報酬取引	—	57,515	—	57,515
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—
所有者との取引額合計	△133	△1,159,686	△53,405	△1,213,091
2020年3月31日時点の残高	△1,896,921	79,075,589	981,528	80,057,117

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	69,809,932	【流動負債】	50,943,229
現金及び預金	24,785,230	買掛金	2,897,308
売掛金	28,698,998	短期借入金	13,750,000
リース投資資産	1,913,632	関係会社短期借入金	3,450,000
商品	265,204	1年以内返済予定長期借入金	1,830,000
仕掛品	711,559	未払金	11,177,683
貯蔵品	1,435,957	リース債務	7,380,557
前払費用	10,012,209	未払費用	497,183
未収入金	1,954,939	固定資産購入未払金	1,867,963
関係会社短期貸付金	115,071	未払法人税等	1,964,847
その他流動資産	102,183	未払消費税等	1,058,964
貸倒引当金	△185,050	預り金	104,640
		前受金	206,653
		前受収益	4,677,180
		その他流動負債	80,251
【固定資産】	82,870,651	【固定負債】	33,188,987
(有形固定資産)	28,668,760	長期借入金	12,170,000
土地	2,055,099	長期前受収益	4,773,528
建物	1,388,509	長期未払金	661,154
建物附属設備	6,530,122	リース債務	11,449,649
構築物	1,837,207	資産除去債務	701,375
工具器具備品	10,853,107	関係会社長期借入金	30,990
リース資産	41,514,145	退職給付引当金	3,200,531
建設仮勘定	1,296,836	役員退職慰労引当金	201,760
減価償却累計額	△36,806,265		
(無形固定資産)	17,693,547	負債の部 合計	84,132,216
のれん	968,412	【株主資本】	65,323,929
顧客関係	817,244	(資本金)	22,991,399
電話加入権	2,241	(資本剰余金)	9,735,347
ソフトウェア	15,514,650	資本準備金	9,712,083
リース資産	391,000	その他資本剰余金	23,264
(投資その他の資産)	36,508,344	(利益剰余金)	34,482,444
投資有価証券	5,749,695	利益準備金	502,473
金銭の信託	1,896,616	その他利益剰余金	33,979,971
関係会社株式及び出資金	17,403,620	固定資産圧縮積立金	358,343
敷金保証金	3,157,878	繰越利益剰余金	33,621,628
長期前払費用	7,251,897	(自己株式)	△1,885,261
破産更生債権等	4,696	【評価・換算差額等】	2,834,803
関係会社長期貸付金	44,212	その他有価証券評価差額金	2,834,803
繰延税金資産	571,466	【新株予約権】	389,635
その他投資等	451,338	新株予約権	389,635
貸倒引当金	△23,074	純資産の部 合計	68,548,367
資産の部 合計	152,680,583	負債及び純資産の部 合計	152,680,583

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
【売 上 高】		171,844,242
【売 上 原 価】		148,329,890
売 上 総 利 益		23,514,352
【販売費及び一般管理費】		20,019,587
営 業 利 益		3,494,765
【営 業 外 収 益】		
受取利息	4,879	
受取配当金	1,128,138	
受取手数料	45,959	
受取ブランド使用料	3,211	
匿名組合投資利益	468,443	
その他の営業外収益	156,368	1,806,998
【営 業 外 費 用】		
支払利息	411,325	
為替差損	34,073	
貸倒引当金繰入額	7,411	
その他営業外費用	23,621	476,430
経 常 利 益		4,825,333
【特 別 利 益】		
投資有価証券売却益	2,398,780	
固定資産売却益	2,387	2,401,167
【特 別 損 失】		
固定資産除却損	346,204	
関係会社株式評価損	306,661	
その他特別損失	1,750	654,615
税引前当期純利益		6,571,885
法人税・住民税及び事業税		2,055,239
法人税等調整額		△317,105
当 期 純 利 益		4,833,751

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	22,979,490	9,700,175	23,264	9,723,439	502,473	401,846	29,961,456	30,865,775
当期変動額								
新株の発行（新株 予約権の行使）	11,909	11,908	—	11,908	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,217,082	△1,217,082
固定資産圧縮積立 金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立 金の取崩	—	—	—	—	—	△43,503	43,503	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	4,833,751	4,833,751
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	11,909	11,908	—	11,908	—	△43,503	3,660,172	3,616,669
当期末残高	22,991,399	9,712,083	23,264	9,735,347	502,473	358,343	33,621,628	34,482,444

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△1,885,128	61,683,576	4,512,426	355,923	66,551,925
当期変動額					
新株の発行（新株 予約権の行使）	—	23,817	—	—	23,817
剰余金の配当	—	△1,217,082	—	—	△1,217,082
固定資産圧縮積立 金の積立	—	—	—	—	-
固定資産圧縮積立 金の取崩	—	—	—	—	-
当期純利益	—	4,833,751	—	—	4,833,751
自己株式の取得	△133	△133	—	—	△133
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	—	—	△1,677,623	33,712	△1,643,911
当期変動額合計	△133	3,640,353	△1,677,623	33,712	1,996,442
当期末残高	△1,885,261	65,323,929	2,834,803	389,635	68,548,367

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子寛人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本佑介 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表 2.会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度期首（2019年4月1日）よりIFRS第16号「リース」を適用している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社インターネットイニシアティブ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	子	寛	人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	佑	介	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令又は定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社インターネットイニシアティブ 監査役会

常勤監査役 大 平 和 宏 ㊞

常勤監査役 田 中 正 子 ㊞

監 査 役 赤 塚 安 弘 ㊞

監 査 役 道 下 崇 ㊞

(注) 常勤監査役 大平 和宏、監査役 赤塚 安弘及び監査役 道下 崇は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <https://evote.tr.mufg.jp/>

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録下さい。
3. インターネットによる議決権行使は、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 11.0以降を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

株式会社インターネットイニシアティブ 定時株主総会 会場ご案内図



■ 日 時

2020年6月24日（水） 午前10時00分

■会 場

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル ベルサール九段 3Fホール

[交通]

地下鉄東京メトロ半蔵門線

都営地下鉄新宿線

九段下駅 5番出口より徒歩5分

地下鉄東京メトロ東西線

(注) 株主総会会場には駐車場はございませんので、あらかじめご了承ください。